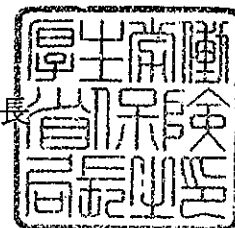




保発0515第1号
平成25年5月15日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)取扱要領」の
一部改正について

国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)の取扱については、「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱」(昭和53年9月29日厚生省発保第73号)によるほか、「「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)」の取扱について」(平成15年4月7日保発第0407001号)の別添「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)取扱要領」(以下「取扱要領」という。)により行われているところであるが、今般、別添のとおり取扱要領を一部改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので、貴管下保険者の指導に遺憾のないよう取り計らわれない。

国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)取扱要領

第1 交付の基本的要件

この交付金の交付の対象となる事業の対象施設は、保険者が設置する施設及び保険者が設置する診療施設を承継した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が設置する施設（当該承継した診療施設に係るものに限る。）であって、次の各号に掲げる要件に合致するものであること。

ただし、結核療養所、精神科病院又は感染症の患者のみを対象とする施設（以下「結核療養所等」という。）を除く。

- 1 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付の確保を図るものであること。
- 2 国民健康保険の保健事業の中核として、医療と疾病予防の一体的運営に資するものであること。
- 3 国民健康保険の被保険者の健康保持増進に寄与するものであること。
- 4 国民健康保険事業の運営上の観点からのみならず、都道府県における医療機関整備の観点からも必要と認められるものであること。

第2 交付の具体的要件

この交付金の交付の具体的要件は、次のとおりであること。

- 1 交付の対象となる事業を行う保険者等の要件
 - (1) 国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付要綱（昭和53年9月29日厚生省発保第73号。以下「交付要綱」という。）2(1)及び(2)の事業を行う保険者において、国民健康保険事業の運営が適正に行われていると認められるものであること。
 - (2) 交付要綱2(1)及び(2)の事業を行う保険者の国民健康保険特別会計又は病院事業特別会計に当該整備計画年度前に赤字がある場合は、保険者において赤字解消計画が樹立され、かつ、その計画が確実に実施されていること。
 - (3) 交付要綱2(2)の事業については、当該事業の対象となる地方独立行政法人に係る中期目標、中期計画等において、当該地方独立行政法人が行う業務が第1の各号に掲げる要件に合致することが明確化されていること。
- 2 交付の対象となる事業の対象施設は、次に掲げる要件を具備する施設であること。
 - (1) 診療所

次のいずれかに該当する場合であって、当該診療所を起点として、おおむね半径4キロメートル以内の地域における人口に対する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者数を合計したものの割合（以下「加入率」という。）がおおむね50%以上であること。

ア 当該診療所が設置されていない場合、無医地区（地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4キロメートル以内の地域に医療機関のない地域をいう。以下同じ。）又は無医地区に準ずる地区（地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4キロメートル以内の地域に医療機関があっても、その医療機関が結核療養所等であるため、一般診療を受ける機会が十分とは言い難い地域をいう。以下同じ。）に該当する

地域にある場合

イ 当該診療所が医療機関不足市町村(人口おおむね2,000人に対し、医療機関の数が1に満たない市町村をいう。以下同じ。)に該当する地域にある場合

(2) 病院

当該病院の所在する市町村の加入率がおおむね50%以上であって、次の全ての要件に該当する場合であること。

ア 当該病院が設置されていなければ、無医地区又は無医地区に準ずる地区に該当する地域にある場合、若しくは当該病院が医療機関不足市町村にある場合であること。

イ 当該病院の所在する市町村が医療法(昭和23年7月30日法律第205号)に基づき定められた医療計画において、当該市町村が一般病床についての病床数未満の地域(以下「病床不足地域」という。)であること。

ウ 当該病院の所在する市町村又は隣接市町村に所在する国民健康保険診療施設(保険者が設置する診療施設及び第1に規定する地方独立行政法人が保険者から承継した診療施設をいう。以下同じ。)の医師の出張、学会への出席、疾病等の際においては、その施設に対し医師の派遣等を行う機能を有する病院であること。

ただし、当該病院の所在する市町村に他の病院(結核療養所等である病院を除く。)がなく、かつ、隣接市町村に所在する200床以上の病院まで、交通機関(バス、電車等)で30分以上要する場合はこの限りでないこと。

3 交付の対象となる事業の対象施設の設置又は整備は、次の要件に該当するものであること。

(1) 診療所及び病院の新設

国民健康保険の被保険者の医療を確保するため、厚生労働大臣が特に必要と認める場合であること。

(2) 改築(整理統合に伴う新設を含む。)

建物が耐久年数を経過し、又は老朽化等のため、診療行為に支障を来している場合であること。

(3) 増築

ア 診療施設が狭隘^{きょうあい}であるため診療行為に支障を来している場合又は診療科目の増設を行う場合であること。

イ 診療科目の増設は、その範囲を内科、外科、産婦人科、歯科、眼科又は耳鼻咽喉科に限るものとし、当該診療施設から増設しようとする診療科目を有する他の医療機関まで、交通機関(バス、電車等)を利用して30分以上を要するほか、医療の確保上、診療科目の増設の必要性が高いものと認められる場合であること。

(4) 病床の増設

診療所、病床不足地域に設置された病院であって、特に医療の確保上、病床の増設を必要と認められる場合であること。

(5) 医師住宅

診療科目の増設に伴う医師増員を行うため、医師の通勤が困難であるため、又は医師の確保を図るため、特に必要と認められる場合であること。

(6) 看護師宿舎

診療科目の増設に伴う看護師の増員又は確保を図るため、特に必要と認められる場合であること。

(7) 院内託児施設等

医師・看護師・保健師等の勤務環境の整備を図るために、院内託児施設、休憩室又は宿直室の設置等、特に必要と認められる場合であること。

(8) 巡回診療車又は巡回診療船

無医地区又は無医地区に準ずる地区を解消するために設置するものであること。

(9) 医療機械器具

ア レントゲン装置

レントゲン装置が整備されていない場合又は既存のレントゲン装置が耐用年数を経過しているため、新たに購入する必要がある場合であって、過去においてその効果が十分発揮されていたと認められる場合であること。

イ その他の医療機械器具

診療のため、特に必要度の高いものであること。

(10) 患者輸送車

国民健康保険診療施設が設置されていないならば、無医地区又は無医地区に準ずる地区に該当する地域にある施設であって、当該施設の利用範囲が、当該施設を中心として、おおむね半径4キロメートルを超える等のため、当施設に患者輸送車を設置することが必要である場合又は既存の患者輸送車が耐用年数を経過し、更新の必要がある場合であって、過去においてその設置の効果が十分発揮されていたと認められる場合であること。

4 国民健康保険事業運営上、特に必要があると認められるものについては、2及び3の規定にかかわらずこの交付金の交付の対象となるものであること。

第3 交付対象経費の範囲

交付要綱3で規定する「別に定める対象経費」は、次のとおりであること。

- 1 建物(交付要綱の別表の種目及び規格欄に定める建物をいう。以下同じ。)の建築に要する費用
- 2 医療機械等(交付要綱の別表の種目及び規格欄に定める医療機械をいう。以下同じ。)の購入に要する費用
- 3 1及び2の規定にかかわらず、次の事業に要する費用は、特別の事由がある場合のほかは、交付の対象となる事業の対象経費の範囲に含まれないものであること。
 - (1) 建物の買収に要する費用
 - (2) 建物及び医療機械等の修繕に要する費用
 - (3) 建物の模様替に要する費用
 - (4) 処分制限期間未経過の建物の改築又は処分制限期間未経過の医療機械等の更新に要する費用(処分制限期間については、交付要綱5(5)で規定する「厚生労働大臣が別に定める期間」とする。)

4 1、2及び3の規定にかかわらず、次の事業に要する費用は、交付の対象となる事業の対象経費の範囲に含まれないものであること。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 工事施工のための設計及び監督に要する費用

(3) 結核、精神疾患又は感染症に係る患者の収容を目的とする建物の建築及び医療機械等の購入に要する費用

第4 申請手続に係る添付書類

交付要綱の別紙様式4の(添付書類)の⑦、その他参考となる書類は、別記のとおりであるので作成の上、交付要綱の申請時期に合わせて提出すること。

第5 その他

交付要綱5(5)で規定する「厚生労働大臣が別に定める期間」は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)の処分制限期間とする。ただし、平成19年度以前に取得し、又は効用の増加した財産に係る上記告示の施行前の処分制限期間が、当該財産に係る上記告示の施行後の処分制限期間より短いものについては、なお従前の例によるものとする。

別記

(申請に伴う添付書類)

- 1 事業実施の目的・理由及び効果並びに市町村議会、住民及び療養担当者の動向を記載した書類。(様式は任意)
- 2 保険者の財政状況調及び申請事業に関する財源計画書(別紙様式1及び別紙様式1-2)
- 3 交付申請概要及び施設の現況調(別紙様式2)
- 4 申請事業に関する既補助の状況調(別紙様式3)
- 5 申請に係る施設の設置場所等調(別紙様式4)
- 6 当該施設を中心とした5万分の1の地図

注) 地図には、次の事項を記入すること。

当該施設を中心として、半径4キロメートルの円を描き、各地域の名称及び区画、医療機関の所在地、診療圏を明示すること。

なお、診療圏にあつては、半径4キロメートルの円及び行政区画にとらわれず、レセプト等により診療圏とすることが適当と認められる地域は全て含めること。(申請事業が巡回診療車(船)及び患者輸送車の場合は、無医地区名も記入すること。)

- 7 取扱要領の第2の1(2)に該当する場合は、赤字解消計画書を作成し添付すること。(様式は任意)
- 8 取扱要領の第2の4により申請する場合は、理由書を作成し添付すること。(様式は任意)
- 9 上記1から8までの添付書類のほか、申請事業の内容により次の書類も併せて添付すること。
 - (1) 申請事業が建物の場合
 - ア 申請に係る国保診療施設の規模調(別紙様式2-2)
 - イ 加入率、当該施設の利用範囲、医療機関の状況等の調書(別紙様式5)
 - ウ 建物の建替えについては、建物に関する官公署の防災判定書(建替えをする建物の写真(建物全体の写真、内部の写真)を添付すること。)
 - (2) 申請事業がレントゲン装置の場合
平均1日当たりの使用状況、附近の医療機関のレントゲン装置の保有状況及び更新の場合は使用不能に関する所轄保健所長の意見書。
 - (3) 申請事業が患者輸送車及び巡回診療車(船)の場合
更新の場合、前年度の使用状況を記載した書類。
なお、申請事業が巡回診療車(船)の場合は巡回診療の具体的な計画書も併せて添付すること。
- 10 災害により焼失、崩壊等した施設の復旧として申請する場合、次の事項を記載した被災調書を添付すること。
 - (1) 災害の発生日及びその原因
 - (2) 焼失又は崩壊等した施設の建物及び医療機械等の一覧

- (3) 損害を受けた額(建物、医療機械等別に詳細に記入すること。)
 - (4) 災害保険契約先及びその契約額
 - (5) 給付を受けた保険金の額
 - (6) 災害後における応急措置及び復旧措置の状況
- 11 交付要綱2(2)の事業を申請する場合、次の書類を添付すること。
- (1) 事業の対象となる地方独立行政法人の定款
 - (2) 取扱要領の第2の1(3)を満たしていることが確認できる書類
(事業の対象となる地方独立行政法人に係る中期目標、中期計画等)
 - (3) 保険者が行う交付要綱2(2)の事業の補助金の交付要綱等

別紙様式 1

保険者の財政状況調

1 平成 年度決算見込み

事業勘定				直診勘定					
収入		支出		収入		支出			
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額		
国民健康保険税	円	総務費	円	診療収入	円	総務費	円		
国庫支出金		保険給付費		国庫支出金		医業費			
一般会計繰入金		その他		繰入金	(一般会計分)	施設整備費	(一般会計分)		
					(事業勘定分)		(事業勘定分)		
繰越金		繰上充用費		繰越金		その他			
その他				その他		繰上充用費			
		未払金				未払金			
計		計		計		計			
収支差引見込額				円	収支差引見込額				円

2 国民健康保険特別会計の財政収支に赤字がある場合は、赤字に対する解消計画の有無(○をつける。)

- ・有 → 簡単な内容を書く()
- ・無 → 今後どうするのかを書く()
- ・赤字が生じた理由()

3 財政再建団体の適用の状況(適用されているときに記入する。)

4 地方公営企業法の適用を受ける国保診療施設にあつては、上記1の「直診勘定」欄を次のようにして作成すること。

病 院 事 業 会 計			
収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 収 益	円	給 与 費	円
医 業 外 収 益	他 会 計 補 助 金	医 業 費 用	材 料 費
	県 補 助 金		そ の 他 の 医 業 費 用
	国 庫 補 助 金		計
	そ の 他 の 医 業 外 収 益	医 業 外 費 用	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費
			そ の 他 の 医 業 外 費 用
	計		計
合 計			

医業利益(損失) 円

当年度純利益(純損失) 円

申請事業に関する財源計画書

区 分	金 額	摘 要	区 分	金 額	摘 要
起 債	円		火 災 保 険 収 入 金	円	
一 般 会 計 繰 入 金	円		既 存 施 設 処 分 収 入 金	円	
都 道 府 県 補 助 金	円				
市 町 村 費 補 助 金	円				
国 庫 補 助 金	円		計	円	(事業勘定からの繰入金) 円

注)「起債」欄については、年金積立金還元融資による場合は、摘要欄に㊦と表示し、直近の検認率を記入すること。

別紙様式 2

交付申請概要及び施設の現況調(交付申請施設について記入すること。)

区分	人員等		区分	病床数		既存建物の建築年月日(改築の場合)	年 月 日	施設の現況		事業完了後の状況				
	申請時現在	何時申請による増加		申請時現在	何時申請による増加									
診療科目	科	科	一般病床	床	床	防災判定書	有 ・ 無	診療所	m ² 床	m ² 床				
医師数	人	人	結核病床	床	床	既設レントゲン装置の購入年月日	年 月 日	病院	診療棟	m ²	m ²			
歯科医師数	人	人	感染症病床	床	床	既設申請に係る医療機械等の購入年月日及び台数	年 月 日 (台)		病棟	m ² 床	m ² 床			
レントゲン技師数	人	人	精神病床	床	床				(使用不能に関する保健所長の意見)	給食棟	m ²	m ²		
看護師数	人	人	計	床	床	医師住宅	m ² 戸			m ² 戸				
保健師数	人	人	区分 年度	病床利用率		区分 年度	年間取扱件数(外来)			国保被 保険者 利用割 合 (A)/(C)	保健師相談所	m ²	m ²	
栄養士数	人	人		一般病床	その他の病		床	国保分(A)	その 他(B)		計 (C)	その他の建物 ()	m ²	m ²
事務職員数	人	人	年度	%	%	年度				%	レ装 ント ゲン 置	X 線 テレビ 用	MA 台	MA 台
その他の職員数	人	人	年度	%	%	年度				%	一般用	MA 台	MA 台	
計	人	人	年度	%	%	年度				%	患者輸送車	台	台	
	人	人	年度	%	%	年度				%	既設の患者輸送車の購入年月日 (備考)	年 月 日		

別紙様式 4

申請に係る施設の設置場所等調

区分	人口及び被保険者数等			医療機関等調								1 医療機関 当たり人口 (A) /(C)+(D)	備 考
				公的医療機関数				開業医等数					
	人口(A)	被保険者数(B)	加入率 (B/A)	無床	有床	病院	計(C)	無床	有床	病院	計(D)		
メートル以内の地域 中心として半径4キロ 設置地区(当該施設を					(床)	(床)	(床)		(床)	(床)	(床)		
設置市町村					(床)	(床)	(床)		(床)	(床)	(床)		
最寄の医療機関	名称及び 設置主体	診療科目	当該施設からの				人口 病床数 (申請時現在) 一人当たり	床	余裕 病床 数 (申請時現在)	床	管轄保 健所名	地 形	面積 東西 km ² 南北 km
			距離	所要時間									
	200 床以上	医師数 (人)	km	乗物	徒歩	計					分	分	分
200 床未満	医師数 (人)					特 殊 事							
申請の名称 診療施設 の名称	(所在地) (名 称)	国保診療施設 (年間診療実日数)の態様 (年 月 ~ 年 月)				1 1日~129日 2 130日~259日 3 260日以上 (該当に○印を附すこと)		診療開始年月日		年 月 日			
施設の 型 別	1 甲型診療所 (出張診療所)		2 乙型診療所 (病床数5床以下)			3 丙型診療所 (病床数6床~19床)			4 丁型病院 (病床数20床以上)				

